　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 令和４年４月７日

　保 護 者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　岡山市立芳泉中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 校 長　正好　東洋

**気象警報の発令や地震発生等にともなう臨時措置について**

　陽春の候、皆様にはご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本校教育の推進のため、格別のご理解とご協力をいただき厚く感謝いたしております。

　さて、標記の件につきまして、本校では次のように定めておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

**○ 気象等に関する警報が発令された場合**

(1) 授業日の朝（目安として午前６時30分）に、**「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」、各種「特別警報」または警戒レベル４（避難勧告、避難指示(緊急)）が芳泉中学校区を含む地域に発令されている場合には、当日は臨時休業とします。**この場合、**原則として学校から「安心メール」等による連絡はいたしません。**

　※ 暴風警報、大雪警報、特別警報以外の気象に関する警報発令の場合は、原則として登校となります。通学路の状況に危険が感じられる場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、その旨を中学校までお伝えください。

　　 なお、臨時休業の対象とならない気象等に関する警報が発令された場合でも、状況によっては学校長の判断で臨時休業とすることがあります。その場合には「安心メール」によりお知らせします。

　(2) 生徒が登校した後に臨時休業の対象となる警報が発令された場合には、校長が状況により判断し対応します。その場合には「安心メール」により学校の対応についてお知らせします。

　※　通常より早く下校させたり、給食を食べないで下校させることもありますので、家庭でもこうした場合の生徒と保護者の連絡方法などをあらかじめご確認いただくようお願いします。

**○ 強い地震が発生した場合**

(1) **震度５弱以上の強い地震**の発生時刻が17時から24時の場合、翌日は臨時休業とし　ます。

　(2) 震度５弱以上の強い地震の発生時刻が０時～登校時間までの場合、その日は臨時休業とします。

(3) 震度５弱以上の強い地震が、生徒が学校で過ごしている時間帯に発生した場合は、原則として下校を見合わせて学校に待機させ、学校で生徒を保護者に引き渡すこととします。

※　震度４以下の地震の場合には、原則として臨時休業等、特別の措置は行いません。

**○ 大津波・津波警報が発令された場合**

(1) 大津波警報または津波警報の発令時においては、発令される避難情報により臨時休業の判断を行います。

(2) 大津波警報または津波警報が、生徒が学校で過ごしている時間帯に発令された場合、警報発令中は生徒を学校に留めたままとし、保護者への引き渡しは行いません。原則として、警報が解除され安全が確保された後に、学校で保護者に引き渡すこととします。

**○ 弾道ミサイル発射による「Jアラート」が発令された場合**

　(1）登校前に「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）」が作動した場合には登校は控え、建物の中に入って身体の安全を確保してください。そして、テレビなどでその後の情報収集に努めてください。

テレビなどで安全が確認された旨の放送がありましたら、それから登校を開始させてくださるようお願いします。

　(2) 授業中もしくは生徒が下校する間際に「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）」が作動した場合、生徒は校舎建物内にとどまらせ、身体の安全を確保します。そして、十分な安全が確認できた後、教育活動の再開や下校をさせるようにします。

　※Ｊアラートの発令により下校させる場合には、中学校の教職員が下校指導にあたります。

|  |
| --- |
| **【お願い】**  (1) 非常の場合の危機管理・対応（電話回線等の連絡手段確保等）のため、**警報発令による臨時休業が明らかな場合には、電話による学校へのお問い合わせはご遠慮ください。**  (2) 緊急に全家庭に連絡の必要が生じた場合には、**「安心メール」の配信のみにより連絡させていただくことになります。**「安心メール」に是非登録いただくとともに、緊急時等における保護者間での連携による学校からの連絡内容の共有についてもご協力をよろしくお願いします。 |

|  |
| --- |
| 岡山市立芳泉中学校  　　　 電話　086－264－9081　FAX　086－264－7099 |